

中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内において診療所を新規に開設、もしくは既存施設等の拡張を行う医師等に対し、中能登町診療所開設等支援事業補助金を交付することにより、地域の医療体制の確保を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。ただし、事業所内に開設され、従業員等のための診療所は除く。
- (2) 医師等 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師並びに医療法第39条第1項の規定による医療法人をいう。

(補助対象となる診療科)

第3条 補助対象となる診療科は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 内科、精神科、小児科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科、血液透析科
- (2) その他町長が必要と認めた診療科

(交付の手続き)

第4条 補助金の交付については、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する診療所の医師等とする。

- (1) 町内において、新規に開設する診療所（町内での所在地の変更、開設者の組織変更及び承継に伴い開設する場合は除く。以下「新規開設診療所」という。）

(2) 町内において、既存施設等の拡張を行う診療所（以下「既存診療所」という。）

（交付の要件）

第6条 この補助金の交付要件は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者であること。
- (2) 開設する診療所の所在地が町内であること。
- (3) 第3条に掲げる診療科であって、外来診療を行う者であること。
- (4) 診療所を継続して10年以上開業する見込みがある者であること。
- (5) 一般社団法人七尾市医師会もしくは一般社団法人石川県歯科医師会七尾歯科医師会に加入する者であること。
- (6) 町が行う医療、保健、福祉及び教育に関する事業に協力する者であること。
- (7) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者であること。

（補助区分等）

第7条 補助金の補助区分等は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に掲げる補助対象経費は、診療所の機能を有するために必要な額に限る。

（事業計画）

第8条 補助金の交付を受けようとする医師等（以下「申請者」という。）は、補助対象施設の開設等をする日の6箇月前までに、次に掲げる書類を町長に提出して事前に協議しなければならない。

- (1) 中能登町診療所開設等支援事業にかかる施設・設備整備計画書（様式第1号）
- (2) 開設者の医師免許証の写し及び履歴書
- (3) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し
- (4) 事業予定地の周辺地図、全部事項証明書（土地）、現状写真
- (5) 事業開始までのスケジュール
- (6) 事業費の内訳が分かる資料
- (7) 医療機器のカタログ・見積書
- (8) その他町長が必要と認める資料

（協議済証の交付）

第9条 町長は、事前協議が完了したときは、中能登町診療所開設等支援事業事前協議済証（様式第2号）を当該申請者に対して交付するものとする。

(交付の申請)

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 中能登町診療所開設等支援事業にかかる施設・設備整備計画書（添付書類を含む）の写し
- (2) 事前協議済証の写し
- (3) その他町長が必要と認める資料

(交付の決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 申請者は、補助金の交付決定の前に補助事業に着手してはならない。

3 補助金の交付は、補助金の額により別表第2に定める年度に区分して交付するものとする。

(変更の承認申請)

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請の内容を変更しようとする場合は、中能登町診療所開設等支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更の事実が確認できる書類
- (2) その他町長が認める書類

(実績報告)

第13条 申請者は、事業が完了したときは、中能登町診療所開設等支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書、その他の支出証拠書類の写し
- (2) 補助対象となる施設・設備の写真
- (3) 医療法第8条に規定する届出書（添付書類を含む）の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第14条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類審査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 申請者は、補助金を請求するときは、前条の規定により交付確定通知書を受領した日から起算して30日以内に中能登町診療所開設等支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消）

第16条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から6箇月以上診療所の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、診療所を1年以上休止し、又は10年以内に廃止したとき。
- (3) 医師免許の取消等により診療所の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金の交付要件に違反したとき。
- (6) この要綱又は中能登町補助金交付規則に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、既に交付した補助金の全額返還を求めることができる。ただし、町長がやむをえない事情があると認めるときは、返還を求める額については別途協議する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年2月24日から施行する。

別表第1（第7条関係）

○新規開設診療所

補助区分	補助対象経費	補助率及び限度額
施設整備費補助	100万円以上の土地取得費・建物取得費・土地造成等費、建物工事費又は建物改修費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 2,500万円
設備整備費補助	1台10万円以上の医療機器 [※] の購入費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 2,500万円

○既存診療所

補助区分	補助対象経費	補助率及び限度額
施設整備費補助	100万円以上の建物改修費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 1,000万円
設備整備費補助	1台10万円以上の医療機器 [※] の購入費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 1,000万円

※医療機器とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に基づく医療機器であり、医療機器承認番号等が付された医療機器をいう。

別表第2（第11条関係）

補助金の交付区分

補助金の額	交付区分
2,000万円以下	1か年度で交付
2,000万円を超えた場合	2か年度以内に分けて交付

※補助金の額を定める場合において、100,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第8条関係）

中能登町診療所開設等支援事業にかかる施設・設備整備計画書

年 月 日

中能登町長

申請者 所在地

名 称

代表者

年度において、中能登町診療所開設等支援事業補助金を受けたいので、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて協議を申し出ます。

1. 診療所の概要

診療所の名称	
開設者名	
所在地	中能登町 部 番地
(開設・拡張)予定日	
診療科目	
診療日及び時間	

(次項に続く)

2-1. 施設整備事業計画の概要

整備事業期間	着工	年	月	日～
	竣工	年	月	日
施設構造				
施設面積	㎡（うち診療所に係る部分 ㎡）			
事業費	総額 円			
	（うち医療施設にかかる部分 円）			
	うち土地取得費	円		
	建物取得費	円		
	土地造成等費	円		
	建物工事費	円		
資産取得状況	土地	自己所有	・ 賃貸	・ 自己所有及び賃貸
	建物	自己所有	・ 賃貸	・ 自己所有及び賃貸

2-2. 設備整備事業計画の概要

品目	銘柄	規格	医療機器 番号等	数量	単価	金額
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
合 計						円

3. 添付書類

- (1) 開設者の医師免許証の写し及び履歴書
- (2) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図
- (3) 事業予定地の周辺地図、全部事項証明書(土地)、現状写真
- (4) 事業開始までのスケジュール
- (5) 事業費の内訳が分かる資料
- (6) 医療機器のカタログ・見積書
- (7) その他町長が必要と認める資料

様式第2号（第9条関係）

中能登町診療所開設等支援事業事前協議済証

第 号
年 月 日

様

中能登町長 ⑩

年 月 日付けで提出のあった中能登町診療所開設等支援事業にかか
る施設・設備整備計画書について、事前協議が終了したので、中能登町診療所開設等
支援事業補助金交付要綱第9条の規定により事前協議済証を交付します。

様式第3号（第10条関係）

中能登町診療所開設等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

中能登町長

申請者 所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で事前協議済証の交付のあった中能
登町診療所開設等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、中能登町診療所
開設等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1	診療所の名称	
2	開設者名	
3	所在地	中能登町 部 番地
4	(開設・拡張) 予定日	年 月 日
5	診療科目	
6	診療日及び時間	
7	事業経費 (1)+(2)+(3)	円
	(1) 土地・建物取得費	円
	(2) 土地造成等費、建物工事費 又は建物修繕費	円
	(3) 医療機器購入費	円
8	交付申請額	円

3. 添付書類

- (1) 中能登町診療所開設等支援事業にかかる施設・設備整備計画書（添付書類を含む）の写し
- (2) 事前協議済証の写し
- (3) その他町長が必要と認める資料

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

中能登町長

⑩

中能登町診療所開設等支援事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付で交付（変更）申請のあった中能登町診療所開設等支援事業補助金について、次のとおり金額を決定したので中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

金 _____ 円

（うち施設整備分） 円

（うち設備整備分） 円

様式第5号（第12条関係）

中能登町診療所開設等支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

中能登町長

申請者 所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中能登町診療所
開設等支援事業について、次のとおり事業内容を変更したいので、中能登町診療所開
設等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により変更承認申請書を提出します。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

添付書類

- (1) 変更の事実が確認できる書類
- (2) その他町長が認める書類

様式第6号（第13条関係）

中能登町診療所開設等支援事業実績報告書

年 月 日

中能登町長

申請者 所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった中能登町診療所開設等支援事業が完了したので、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱第13条の規定により実績報告します。

交付決定番号	第 号
交付決定額	円
（うち施設整備分）	（ 円）
（うち設備整備分）	（ 円）
実 績 額	円
（うち施設整備分）	（ 円）
（うち設備整備分）	（ 円）

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書、その他の支出証拠書類の写し
- (2) 補助対象となる施設・設備の写真
- (3) 医療法第8条に規定する届出書（添付書類を含む）の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

中能登町長

ⓐ

中能登町診療所開設等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中能登町診療所開設等支援事業補助金について、次のとおり額を確定したので、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額	円
(うち施設整備分)	円
(うち設備整備分)	円
2. 交付確定額	円
(うち施設整備分)	円
(うち設備整備分)	円

様式第8号（第15条関係）

中能登町診療所開設等支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により補助金の額の確定を受けた中能登町診療所開設等支援事業補助金として、中能登町診療所開設等支援事業補助金交付要綱第15条の規定により上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

中能登町長

所在地

名称（請求者）

氏名

⑩

振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 支所
預金種別	普通 当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		